

第4章 基本的な考え方

1 基本理念

本市では、できるだけ多くの市民が住み慣れた場所で生き生きと暮らし続けて人生の最期を迎えられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。これは、自宅をはじめとする「住まい」を確保した上で、「医療」、「介護」、「予防」及び「生活支援」を一体的に提供するための地域づくりです。

この考え方は、全ての保健・福祉関連計画に通底したものであり、特に本計画は、「生活支援」と「予防」の部分について、「自助」を基本としながら、住民同士の支え合いによる「互助」により、どう担っていくか示すとともに、多職種の専門職の連携による支援の指針となります。

世界保健機関憲章では、健康について「完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」としています。

本計画では、市民一人ひとりが、自らの健康管理（セルフケア）や地域活動等への参加（自助・互助）により健康寿命の延伸を図るとともに、何らかの生活上の支援が必要となっても、住民同士の支え合い・ボランティアによる生活支援（互助）と専門職による支援（共助・公助）により、住み慣れた地域において生きがいを持って、安心して住み続けられるまちづくりを目指します。

住民同士の支え合いと行政・社会福祉協議会との協働を基本に「全員参加」で、「まち」を育て、つくっていくという、「第3期桑名市地域福祉計画」の考え方を引き継ぎ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

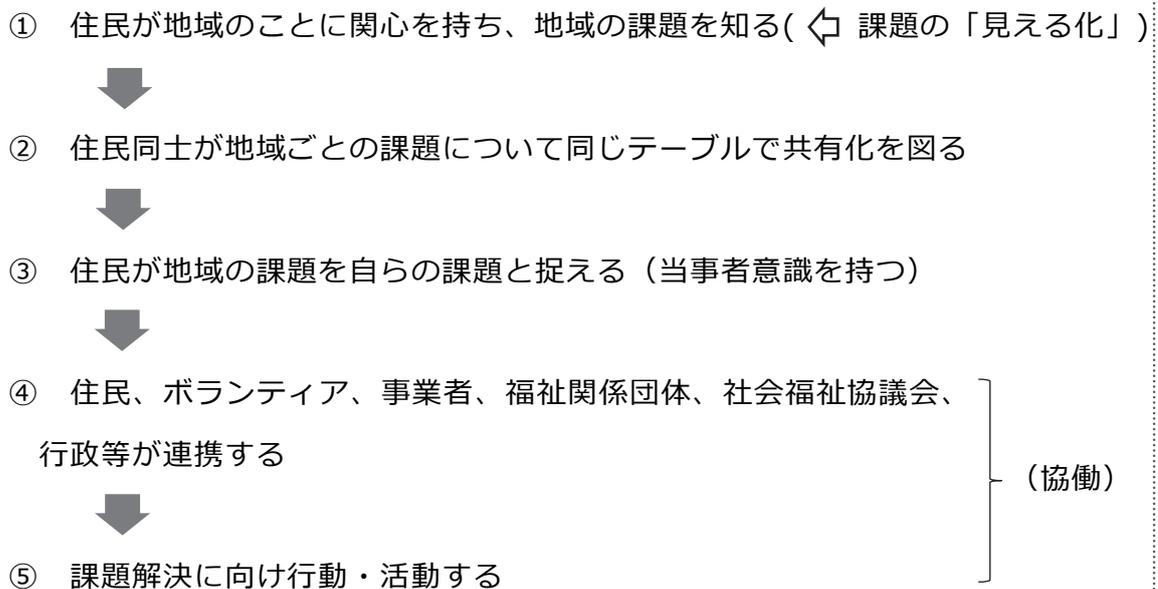
全員参加で課題解決

～みんなが はぐくみ つくる くわなのまち～

2 基本目標

地域福祉とは、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、市民一人ひとりが、人権を尊重しながら、その人らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すものであり、住民、ボランティア、事業者、福祉関係団体、行政等が力を合わせることによって成り立つものです。

言い換えれば、そこに住む人々が地域に関心を持ち、地域の課題を自らの課題と捉え、行政をはじめさまざまな社会資源と連携して課題解決に取り組むことです。



本計画においては、これまでの実践を通して生み出された桑名独自の社会資源である「市民会議」と、地区社協をはじめ、各地域（主に第3層）にある固有の社会資源が有機的に結びついて、より大きな力で課題解決を図るシステムづくりを目指します。

そこで、市民会議の活動の継続性を重視し、第3期桑名市地域福祉計画の3つの基本目標（①市民同士の交流、地域福祉に関する意識の醸成、ボランティアをはじめとする人材の育成などを目標とした『人づくり』、②市民を中心とした見守りシステムの構築、ネットワークの構築、情報提供・相談の体制整備などを目標とした『仕組みづくり』、③地域福祉活動の拠点、能力発揮の場の整備、市民が意見を言える場の創出などを目標とした『場づくり』）を、再度、計画の柱として設定し、施策を展開していきます。

基本目標 1：地域を支える『人づくり』

少子高齢化の進展や住民の流出入により、地域活動やボランティア活動の担い手が不足するとともに、人と人とのつながりが薄れつつあります。こうした状況は、「互助」による支え合いの機能の低下につながっています。

地域における安全・安心を確保するためには、まず、それを支える“人”の力が重要です。市民一人ひとりの地域に対する意識を高め、地域課題の解決に向けて主体的に行動できるよう、課題の「見える化」を進めるとともに、住民同士の支え合いの必要性や効果を訴えていきます。また、年齢、性別、障害の有無、国籍等に関わらず、地域住民同士のふれあいを通して、相互の理解が進み、自分の住んでいる地域に愛着が持てるよう、交流機会の充実に努めます。

基本目標 2：地域を見守る『仕組みづくり』

高齢者、障害のある人、子育て中の家庭、生活困窮者、外国人など支援を必要とする人は多様で、その困りごとは複雑化し、現行の制度だけでは対応しきれない場合も少なくありません。福祉の分野だけでなく、保健、医療、就労などさまざまな分野が連携し、解決にあたる必要があります。専門職はもとより、ボランティアや市民活動団体、地縁組織などが、さまざまな垣根を越え、有機的に結びついて、包括的な支援ができるネットワークづくりを進めます。また、既存の社会資源やシステムを有効に活用しながら地域の実情に合った支え合いの仕組みづくりを進めます。

基本目標 3：地域をつなげる『場づくり』

地域を支える人々が、支え合いの仕組みを動かすためには、活動の拠り所となる“場”が必要です。また、市民が気軽に安心してつどえる場があれば、困りごとや地域の課題の早期発見につながります。地域において誰もが気軽に利用、参加できる健康と福祉の拠点づくりを進めるとともに、必要な情報を得ることができ、必要な支援に向けた相談をできる場、地域課題の解決に向けて関係者が一緒に考え、話し合える場（機会）を整えていきます。

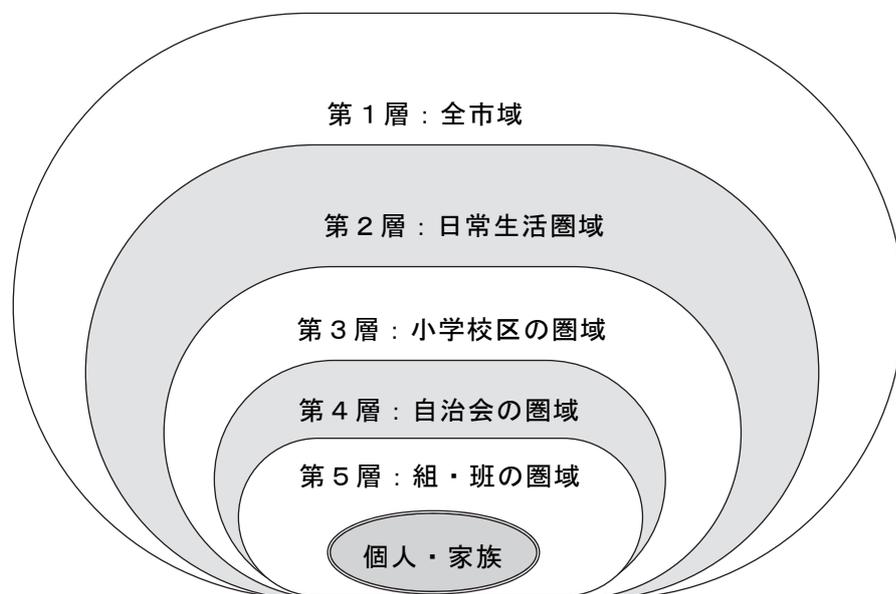
3 地域福祉圏域の設定

地域によって生活や福祉の課題が異なります。したがって、それぞれの地域の実情にあった課題の解決策を考えていく必要が生じています。

そこで、次の5つの層で圏域を設定し、それぞれの圏域の特性に応じて課題解決を図るための取組を推進していくことを想定しています。

● 地域福祉圏域の考え方

圏 域	範 囲
第1層：全市域	■ 市全体を対象とした総合的な施策を推進する圏域
第2層：日常生活圏域 (東部、西部、南部、北部東、北部西)	■ 地域における住民の自立した生活を支える資源（人的資源・施設・保健福祉サービス等）の整備を推進する圏域 ■ 介護保険のサービス基盤整備を推進する圏域であり、地域包括支援センターの担当地域に概ね符合する圏域
第3層：小学校区の圏域	■ 公民館等地域の拠点があり、地区社協や、地域関係団体の連携による見守り活動等を推進する圏域
第4層：自治会の圏域	■ 自治会の範囲で、防犯・防災活動、住民主体の通いの場の運営など組織的な日常生活支援を推進する圏域
第5層：組・班の圏域	■ 組・班等、地域における日常生活支援の基礎的な単位であり、見守りや災害時の助け合いを推進する圏域



4 施策の展開

基本理念のイメージと3つの基本目標を実現するために、第3章でまとめた8つの主要課題を解決する方向で施策を推進していきます。

基本理念	基本目標	施策の方向性	施策
全員参加で課題解決くみんながはぐくみつくるくわなのまち	基本目標1 地域を支える『人づくり』 基本目標2 地域を見守る『仕組みづくり』 基本目標3 地域をつなげる『場づくり』	1 地域共生社会の実現を目指すネットワークの構築	1-1 地域福祉に関する啓発（情報発信） 1-2 分野を超えた包括的なネットワークの構築 1-3 権利擁護の推進
		2 地域における確かな情報提供と相談支援体制の確立	2-1 生活に関する情報提供の充実 2-2 総合的な相談支援体制の充実 2-3 福祉サービス等の利用支援の充実
		3 地域における安全・安心の体制づくり	3-1 災害時に備えた体制づくり 3-2 要支援者の支援方策の充実 3-3 地域における防犯体制の強化
		4 地域を支える人材の育成	4-1 福祉教育の推進 4-2 活動に取り組むきっかけづくり 4-3 ボランティアの育成 4-4 地域活動の推進
		5 地域活動拠点の整備	5-1 地域における交流の場づくり 5-2 高齢者や障害のある人が活躍できる場づくり
		6 生活を守る移動・外出支援の確保	6-1 有効な移動・外出支援の検討 6-2 誰もが外出しやすいユニバーサルデザインのまちづくり
		7 生活困窮者の自立と社会参加の促進 【生活困窮者自立支援事業計画】	○ 生活困窮者主体の包括的・早期的な支援の提供 ○ 生活困窮者を支えるネットワークづくりを通じた地域共生社会の実現
		8 市民の主体的な健康づくりの推進 【健康づくり計画】	○ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の充実 ○ 領域別取組（栄養・食生活、身体活動（生活活動・運動）、休養・こころの健康、たばこ、歯・口腔の健康）の推進